

3 土地改良事業に関わる政府の方針

3 土地改良事業に関わる政府の方針

(1) 食料・農業・農村基本法

- 食料・農業・農村基本法の制定から四半世紀が経過する中で、世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢は大きく変化。
- このような情勢の変化等の課題に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、本年6月に改正食料・農業・農村基本法を公布・施行。

基本理念

食料安全保障の確保（第2条）

- ・国民一人一人の「食料安全保障」の確保
- ・国内の農業生産の増大、安定的な輸入・備蓄
- ・需要に応じた供給
- ・農業生産の基盤等の食料の供給能力の確保
- ・食料の供給能力の確保のための輸出の促進
- ・食料システムの関係者による、持続的な食料供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成
- ・不測時の措置

環境と調和のとれた食料システムの確立（第3条） 多面的機能の発揮（第4条）

- ・環境負荷低減を通じた環境と調和のとれた食料システムの確立
- ・多面的機能の発揮

農業の持続的な発展（第5条）

- ・望ましい農業構造の確立
- ・将来の農業生産の目指す方向性として、生産性向上
付加価値向上
環境負荷低減

農村の振興（第6条）

- ・地域社会の維持
- ・生産条件の整備、生活環境の整備

基本的施策

食料施策

- ① 食料・農業・農村基本計画において食料自給率に加え食料安全保障の確保に関する事項の目標を設定し、毎年進捗を公表（第17条）
- ② 幹線物流やラストワンマイル等の国民一人一人の食料安全保障上の課題に対応する円滑な食料の入手のための確保（食料の輸送手段確保、食料の寄附促進の環境整備等）（第19条）
- ③ 食品産業の持続的な発展に向けた、環境負荷低減、円滑な事業承継、先端技術の活用、海外展開（第20条）
- ④ 農産物、生産資材の安定的な輸入に向けた、官民連携による輸入相手国の多様化、輸入相手国への投資の促進（第21条）
- ⑤ 輸出促進に向けた、輸出産地の育成、輸出品目団体の取組の促進、輸出相手国における販路拡大支援、知的財産の保護（第22条）
- ⑥ 持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成に向けた、関係者による理解の増進、合理的な費用の明確化の促進（第23条）
- ⑦ 不測の事態が発生するおそれがある段階から、食料安全保障の確保に向けた措置の実施（第24条）等

農業施策

- ① 担い手の育成・確保を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、担い手以外の多様な農業者も位置付け（第26条）
- ② 家族経営に加えて、農業法人の経営基盤の強化に向けた、経営者の経営管理能力向上、労働環境の整備、自己資本の充実（第27条）
- ③ 農地集積に加えて、農地の集約化・農地の適切かつ効率的な利用（第28条）
- ④ 防災・減災、スマート農業、水田の畑地化も視野に入れた農業生産基盤の整備、老朽化への対応に向けた保全（第29条）
- ⑤ スマート農業技術等を活用した生産・加工・流通の方式の導入促進や新品種の開発などによる「生産性の向上」（第30条）、
- ⑥ 6次産業化、高品質の品種の導入、知的財産の保護・活用などによる「付加価値の向上」（第31条）、
- ⑦ 環境負荷低減に資する生産方式の導入などによる「環境負荷低減」を位置付け（第32条）
- ⑧ 人口減少下において経営体を支える「サービス事業体」の活動の促進（第37条）
- ⑨ 国・独立行政法人・都道府県等、大学、民間による産学官の連携強化、民間による研究開発等（第37条）
- ⑩ 家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止の対応（第41条）
- ⑪ 生産資材の安定確保に向けた良質な国内資源の有効活用、輸入の確保や、生産資材の価格高騰に対する農業経営への影響緩和の対応（第42条）等

農村施策

- ① 農地等の保全に資する共同活動の促進（多面的機能支払）（第44条）
- ② 農村との関わりを持つ者（農村関係人口）の増加に資する、地域資源を活用した事業活動の促進（第45条）
- ③ 中山間地域の振興に資する農村RMOの活動促進（第47条）
- ④ 農福連携（第46条）、鳥獣害対策（第48条）
- ⑤ 農泊の推進や二地域居住の環境整備（第49条）

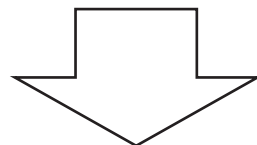
3 土地改良事業に関わる政府の方針

(1) 食料・農業・農村基本法

改正前

(農業生産の基盤の整備)

第 24 条 国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するため、地域の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備に必要な施策を講ずるものとする。



改正後

(農業生産の基盤の整備及び**保全**)

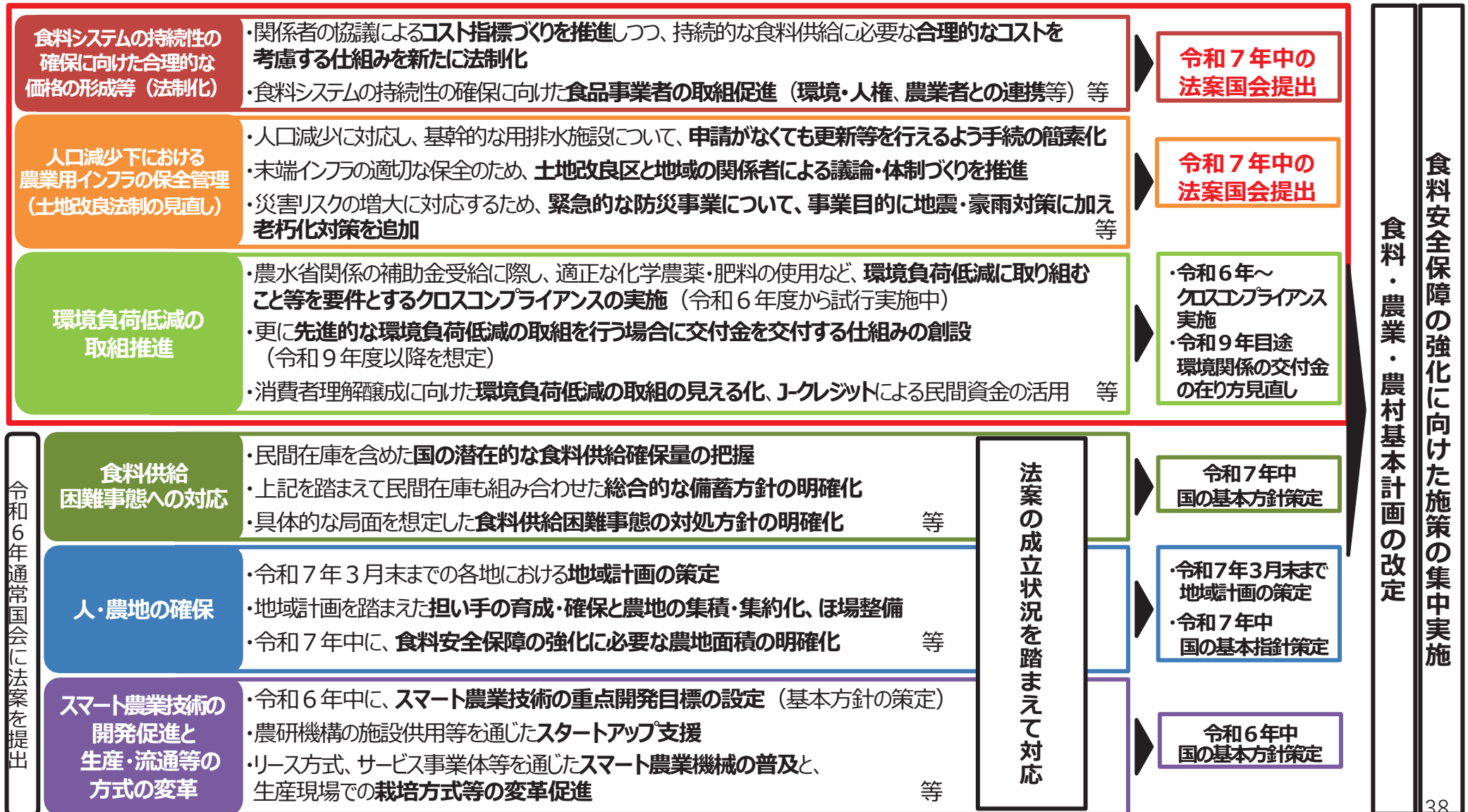
第 29 条 国は、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより農業の生産性の向上を促進するとともに、気候の変動その他の要因による災害の防止又は軽減を図ることにより農業生産活動が継続的に行われるようにするため、地域の特性に応じて、環境との調和及び**先端的な技術を活用した生産方式との適合**に配慮しつつ、農業生産の基盤の整備及び保全に係る最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施を旨として、農地の区画の拡大、水田の汎用化及び**畑地化**、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備及び**保全**に必要な施策を講ずるものとする。

※下線は条文の改正点

食料・農業・農村基本法改正を受けた政策の進め方

R6.6.12 食料安定供給・農林水産業
基盤強化本部資料

- 食料・農業・農村基本法の改正案の国会成立を受けて、**基本計画の改定**を行う。
- また、**基本計画の改定を待たずに打つべき施策は打つ**など、食料安全保障の強化に向けて**施策を集中実施**。
- **合理的な価格の形成**、人口減少下における**土地改良の在り方**などの**関連法案**については、**令和7年中の国会提出を視野に法制化を検討**。



令和6年通常国会に法案を提出

法案の成立状況を踏まえて対応

3 土地改良事業に関わる政府の方針 (2) 国土強靱化基本法及び基本計画

- 国土強靱化については令和5年6月の基本法改正、7月の基本計画の改定を経て、新たな基本計画の下で施策をさらに進めることとしている。
- 令和6年11月に閣議決定された「新たな経済対策」において、「令和6年能登半島地震の経験も踏まえつつ、『実施中期計画』策定に係る検討を最大限加速し、早急に策定する。」と記載された。
- 現在、農林水産省では、関係省庁と連携し、「実施中期計画策定」に向けた検討を行っているところ。

国土強靱化基本法の改正（令和5年6月）

- ・国土強靱化実施中期計画の策定を新たに規定。

国土強靱化基本計画の改定（令和5年7月）

- ・これまでの防災インフラの整備・管理、ライフラインの強靱化、官民連携に加え、新たにデジタル等新技術の活用、地域における防災力の一層の強化を位置づけ。
- ・農業農村整備事業関係では、以下の施策を位置づけ、計画的に推進。

国土強靱化基本計画に位置付けられた施策（農業農村整備事業関係）

- | | |
|--|---|
| ○異常気象等の発生による突発的又は広域かつ長期的な浸水の防止
・ため池の改修、農業用排水施設等の整備・改修 | ○総合的な渇水対策の実施
・節水に関する指導・助言、ポンプの貸し出し |
| ○防災重点農業用ため池のハザードマップ作成 | ○地域の防災力向上に資する農山漁村の地域コミュニティの維持・活性化
・農山漁村における就業の場の確保、所得の向上・雇用の増大 |
| ○「田んぼダム」の取組実施
・地域の共同活動支援、水田の貯留機能を向上させる農地整備 | ・農村の集落機能を維持するため、農業生産基盤や農村生活環境を集約的に整備 |
| ○ため池等の農業水利施設の耐震化 | ○国土保全、水源涵養等の農業・農村等の有する多面的機能の適切な発揮
・野生鳥獣による農作物被害の防止対策 |
| ○農業水利施設、農道橋等の老朽化対策・保全対策 | ○農業生産基盤や農村生活環境の集約的な整備 |
| ○農業農村整備に係る防災・減災対策
・農業水利施設のGISデータ整備、農地浸水マップの作成、新技術の開発・共有 | ○避難路や迂回路に指定された農林道等の周知 |
| ○農業水利施設の耐災害性強化
・耐震化、戦略的な維持管理・機能強化、デジタル技術を活用した遠隔監視 | ○停電時でも稼働できる体制の構築 |
| ○大規模災害時に速やかに復旧するための応援体制の整備 | ○土地改良区におけるBCPの策定 |

3 土地改良事業に関わる政府の方針 (3) 水循環基本計画

R6.8.30 水循環政策本部資料

新たな水循環基本計画の概要について

内閣官房水循環政策本部事務局

水循環基本計画の変更について

- 水循環基本計画は、水循環基本法(以下「法」)に基づき、水循環施策の総合的・計画的な推進を図るため策定。情勢の変化を勘案等し、おおむね5年ごとに見直し(水循環政策本部で案文を作成し、閣議決定)
 - 近年の水循環に係る情勢の変化
 - 令和6年能登半島地震では上下水道等のインフラが被災し、生活用水の確保が課題。これにより、水循環を構成する水インフラの耐震化や地下水の活用等による代替性・多重性の確保など、平常時からの備えの重要性が顕在化
 - 最適で持続可能な上下水道への再構築が求められている中、令和6年度から水道行政が国土交通省及び環境省に移管。上下水道一体での施設等再編や官民連携による事業の効率化・高度化を図ることで基盤強化の一層の推進が必要
- これら水循環をめぐる情勢の変化等を踏まえ、令和6年8月30日に計画変更(あわせて、水循環政策本部で主要施策の工程表を策定)

新たな水循環基本計画において「重点的に取り組む主な内容」

今後おおむね5年間は、主に以下の取組に重点を置いて取組を推進

1. 代替性・多重性等による**安定した水供給の確保**
 - ・水インフラの耐震化、早期復旧を実現する災害復旧手法の構築
 - ・非常時における地下水等の代替水源としての有効活用
 - ・災害対応上有効と認められる新技術の活用推進
2. 施設等再編や官民連携による上下水道一体での**最適で持続可能な上下水道への再構築**
 - ・地域の実情を踏まえた広域化や分散型システムの検討
 - ・上下水道一体のウォーターPPPを始めとした官民連携やDX導入等による事業の効率化・高度化を図ることで基盤強化を推進
3. 2050年カーボンニュートラル等に向けた**地球温暖化対策の推進**
 - ・流域一体でのカーボンニュートラルに向けた取組の推進
 - ・官民連携による水力発電の最大化、上下水道施設等施設配置の最適化による省エネルギー化
 - ・渇水対策や治水対策などの適応策の推進
4. 健全な水循環に向けた**流域総合水管理の展開**
 - ・あらゆる関係者による、AIやデジタル技術などを活用した流域総合水管理を、各流域の特性を踏まえつつ、全国へ展開
 - ・地方公共団体等における流域総合水管理を踏まえた流域水循環計画策定の推進

このほか、教育・人材育成、普及啓発、技術開発、国際連携・協力などにも注力

計画変更の実績等

- 平成27年7月10日(策定)
 - 令和 2年6月16日(変更)
 - 令和 4年6月21日(一部変更※)
 - **令和 6年8月30日(変更)**
- ※ 令和3年の法改正(「地下水の適正な保全及び利用」を追加)を踏まえた一部変更

